議案第６１号

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和７年６月５日提出

山都町長　坂本　靖也

（提案理由）

本町が国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業について、令和７年７月１日から当該受益者負担率の変更を行うことに伴い、山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山都町建設事業分担金徴収条例（平成１７年山都町条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「

（７）　国の認定を受けて行う農地、農業施設等の災害復旧事業		
（ア）　農地災害復旧事業	１００分の４０	
（イ）　農業用施設災害復旧事業	１００分の２５	
（ウ）　査定設計委託事業	１００分の５	事業費は、査定決定額とする。

（注）　（７）　国の認定を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業において、激甚災害、補助率増高等の適用を受け、国県の補助率がかさ上げされた場合、次の表に掲げる受益者負担率による。

（ア）　農地災害復旧事業

国県補助率	％ ５０	５１～６０	６１～７０	７１～８０	８１～８９	９０	９１～９２	９３～９４	９５	９６	９７	９８	９９
町負担率	％ １０	９	８	７	６	５	４～３	２～１					
受益者負	％	４０	３１	２２	１３	５	５	５	５	４	３	２	１

担率	４０	～３１	～２２	～１３	～５								

（イ）　農業用施設災害復旧事業

国県補助率	％６５	６６～７０	７１～７５	７６～８０	８１～８５	８６～９０	９１～９２	９３～９４	９５	９６	９７	９８	９９
町負担率	％１０	９	８	７	６	５	４～３	２～１					
受益者負担率	％２５	２５～２１	２１～１７	１７～１３	１３～９	９～５	５	５	５	４	３	２	１

（ウ）　査定設計委託事業　査定決定額の１００分の２

」を「

（７）　国の補助を受けて行う農地、農業施設等の災害復旧事業		
（ア）　農地災害復旧事業	１００分の５	
（イ）　農業用施設災害復旧事業	１００分の５	

（注）　（７）　国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業において、激甚災害、補助率増高等の適用を受け、国の補助率が１００分の９５を超える場合は、１００分の１００から当該国の補助率を除いた率を受益者負担率とする。

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、令和７年に発生した国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧工事であってこの条例の施行の日以後において農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５２号）第３条第１項の規定による農林水産大臣の審査を経て当該災害復旧事業の事業費が決定したものから適用し、同日前において同項の規定により当該事業費が決定している災害復旧事業については、なお従前の例による。

山都町建設事業分担金徴収条例(平成17年条例第165号)新旧対照表

現行

別表第1(第3条関係)

事業区分	受益者負担率	備考
(7)　国の認定を受けて行う農地、農業施設等の災害復旧事業		
(ア)　農地災害復旧事業	100分の40	
(イ)　農業用施設災害復旧事業	100分の25	
(ウ)　査定設計委託事業	100分の5	事業費は、査定決定額とする。

(注)　(7)　国の認定を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業において、激甚災害、補助率増高等の適用を受け、国県の補助率がかさ上げされた場合、次の表に掲げる受益者負担率による。

(ア)　農地災害復旧事業

国県補助率	% 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 89	90	91～ 92	93～ 94	95	96	97	98	99
町負担率	% 10	9	8	7	6	5	4～3	2～1					
受益者負担率	% 40	40～ 31	31～ 22	22～ 13	13～ 5	5	5	5	5	4	3	2	1

改正後（案）

別表第1(第3条関係)

事業区分	受益者負担率	備考
(7)　国の補助を受けて行う農地、農業施設等の災害復旧事業		
(ア)　農地災害復旧事業	100分の5	
(イ)　農業用施設災害復旧事業	100分の5	

(注)　(7)　国の補助を受けて行う農地、農業用施設等の災害復旧事業において、激甚災害、補助率増高等の適用を受け、国の補助率が100分の95を超える場合は、100分の100から当該国の補助率を除いた率を受益者負担率とする。

（イ） 農業用施設災害復旧事業

国県補助率	% 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 92	93～ 94	95	96	97	98	99
町負担率	% 10	9	8	7	6	5	4～3	2～1					
受益者負担率	% 25	25～ 21	21～ 17	17～ 13	13～ 9	9～5	5	5	5	4	3	2	1

（ウ） 査定設計委託事業　査定決定額の100分の2

【山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について】

説明資料①

○受益者負担金（測量）の改正について

	現行	→	改正後（案）	備　考
その他災害	査定決定額の100分の5	→	免除	
激甚災害	査定決定額の100分の2	→	免除	

○受益者負担金（工事）の改正について

	現行	→	改正後（案）	備　考
その他災害（農地）	災害復旧費の100分の40	→	災害復旧費の100分の5	補助率嵩上げなし
その他災害（施設）	災害復旧費の100分の25	→	災害復旧費の100分の5	補助率嵩上げなし
激甚・その他災害（農地）	災害復旧費の100分の40～100分の1	→	災害復旧費の100分の5	補助率嵩上げあり
激甚・その他災害（施設）	災害復旧費の100分の25～100分の1	→	災害復旧費の100分の5	補助率嵩上げあり

（注）国の補助を受けて行う農地、農業用施設の災害復旧事業において、激甚災害、補助率増高等の適用を受け

国の補助率が100分の95を超える場合は、100分の100から当該国の補助率を控除した率を受益者負担率とする。